

2024年5月

各 位

旭川信用金庫

旭川しんきんキャッシュカード規定の改正

日頃より、旭川信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫が、2024年6月3日(月)よりATMによる硬貨入金のお取扱いを停止させていただくことに伴い、旭川しんきんキャッシュカード規定を改定いたします。改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、改定する規定および改定の内容をお知らせいたします。

変更後	変更前
第1章 個人キャッシュカード規定 2. (預金機による預金の預け入れ) (2) 預金機による預け入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣(削除)に限ります。また、1回あたりの預け入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。	第1章 個人キャッシュカード規定 2. (預金機による預金の預け入れ) (2) 預金機による預け入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預け入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
第2章 法人キャッシュカード規定 2. (預金機による預金の預け入れ) (2) 預金機による預け入れは、預金機の機種により当金庫または法人カード提携金融機関所定の種類の紙幣(削除)に限ります。また、1回あたりの預け入れは、当金庫または法人カード提携金融機関所定の枚数による金額の範囲内とします。	第2章 法人キャッシュカード規定 2. (預金機による預金の預け入れ) (2) 預金機による預け入れは、預金機の機種により当金庫または法人カード提携金融機関所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預け入れは、当金庫または法人カード提携金融機関所定の枚数による金額の範囲内とします。

以上